

# 申告書の書き方

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明してありますので、記載例とあわせてお読みください。  
おわかりにならない点がありましたら、担当主管課まで、お問い合わせください。

## 1 収入金額等, 2 所得金額について

- 1ア 「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる金額です。
- 2① 「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる金額です。
- 1イ 「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による金額です。
- 2③ 「利子」…公社債及び預貯金の利子などの金額です。
- 1オ 「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの金額です。
- 2⑤ 「給与」…給料、賃金、賞与などの金額です。また、農閑期等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和7年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。※2⑥は所得金額調整控除後の金額を書いてください。
- 1カ 「雑(公的年金等)」…年金、恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金の金額です。
- 2⑦ 「雑(業務)」…原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引などの金額です。
- 1ケ 「雑(その他)」…生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など他の所得に当てはまらない金額です。
- 1 コ, サ 「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による金額です。  
2⑪ 譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年をこえるものは「長期」となります。  
土地、建物などの譲渡所得がある場合は「分離課税等用の申告書」を併せてご利用ください。
- 1 シ 「一時」…懸賞の賞金品、生命保険金など一時的な性質の金額です。  
2⑩ ※公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表については、裏面もご覧ください。

## 3, 4 所得から差し引かれる金額について

- 13 「社会保険料控除」…健康保険料、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、雇用保険の労働保険料、厚生年金保険料などです。
- 14 「小規模企業共済等掛金控除」…令和7年中に支払った、中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金、企業型(個人型)年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。(証明書が必要です。ただし、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けた掛金については必要ありません。)
- 15 「生命保険料控除」…次のものが該当し、生命保険料と個人年金保険料は平成23年12月31日までに保険会社等と保険契約を締結したもの(旧契約)と、平成24年1月1日以後に締結したものの(新契約)で控除額が異なります。  
・生命保険料：生命保険、簡易保険、農協の生命共済などです。  
・個人年金保険料：年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて所得者本人が支払った保険料です。  
・介護医療保険料：介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする契約等に基づいて支払った保険料です。  
・旧契約の生命保険料は1契約が9,000円を超えるもの、それ以外の保険料は全てのものについて支払った旨の証明書が必要でです。

支払金額	控除額	支払金額	控除額
12,000円以上のとき	全額	15,000円以下のとき	全額
12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
56,000円超のとき	28,000円	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により算出した控除額の合計額(旧契約70,000円、一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれの算式により計算した控除額の合計額(旧契約28,000円))

この申告書に添付する所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

## 令和8年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

整理番号	業種又は職業	電話番号
住所	XX町1234番地	フリガナ
氏名	日本 一郎	個人番号
生年月日	昭和39年3月4日	世帯主の氏名
住所コード	納税コード	世帯コード

収入金額等	所得金額
1 事業 営業等 ア 3,000,000円	
2 事業 農業 イ	
3 不動産 ウ 100,000	
4 利子 エ	
5 配当 オ 120,000	
6 給与 カ 778,000	
7 公的年金等 キ 1,000,000	
8 雑 業務 ク	
9 雑 その他 ケ 400,000	
10 総合譲渡 長期 コ	
11 一時 シ	
12 所得 事業 営業等 ① 700,000	
13 所得 事業 農業 ②	
14 所得 不動産 ③ 100,000	
15 所得 利子 ④	
16 所得 配当 ⑤ 120,000	
17 所得 給与 ⑥ 28,000	
18 所得 公的年金等 ⑦ 400,000	
19 所得 雑 業務 ⑧	
20 所得 雑 その他 ⑨ 100,000	
21 所得 総合譲渡・一時 ⑩ 500,000	
22 所得 合計 ⑪ 1,448,000	

13 社会保険料控除	国民健康保険 50,000円
15 生命保険料控除	合計 50,000円
16 地震保険料控除	24,000円
17-19 雑所得控除	寡婦控除 〇 ひとり親控除 〇 勤労学生控除 〇
20 障害者控除	1 氏名 障害の程度 2 氏名 障害の程度
21-22 配偶者控除	配偶者 日本 ハナ子 47,750円
23-24 扶養控除	1 氏名 日本 ハナ子 45,000円
25-26 基礎控除	基礎控除 430,000円
27 雑損控除	雑損控除 227,600円
28 医療費控除	医療費控除 200,000円

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 50,000
	小規模企業共済等掛金控除 40,000
	生命保険料控除 40,000
	地震保険料控除 10,000
	寡婦、ひとり親控除 〇
	勤労学生・障害者控除 〇
	配偶者(特別)控除 330,000
	扶養控除 450,000
	特定親族特別控除 〇
	基礎控除 430,000
	⑬から⑳までの計 1,310,000
	雑損控除 227,600
	合計 ⑳ 1,537,600

21 配偶者控除	氏名 日本 ハナ子 47,750円
22 配偶者特別控除	氏名 日本 ハナ子 47,750円
23 扶養控除	1 氏名 日本 ハナ子 45,000円
24 扶養控除	2 氏名 控除額
25 基礎控除	基礎控除 430,000円
26 基礎控除	基礎控除 430,000円
27 雑損控除	雑損控除 227,600円
28 医療費控除	医療費控除 200,000円

29 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
30 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

16 「地震保険料控除」…地震等損害部分に係る損害保険・火災保険・火災共済などです。「信用保険」、「自動車損害賠償責任保険」などは対象にはなりません。支払った保険料の金額に関係なく領収書が必要です。控除額は次のように算出します。		
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額の合計額	保険料控除額
① 支払った保険料が地震保険料だけの場合	イ 支払った地震保険料の金額の合計額が50,000円以下の場合 ロ 支払った地震保険料の金額の合計額が50,001円以上の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 一律に25,000円
② 支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	イ 支払った損害保険料の金額の合計額が5,000円以下の場合 ロ 支払った損害保険料の金額の合計額が5,001円から15,000円までの場合 ハ 支払った損害保険料の金額の合計額が15,001円以上の場合	支払った保険料の全額 (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500円 一律に10,000円
③ 支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料との両方である場合	イ 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額との合計額	その合計額の全額(最大25,000円)

- 17 「寡婦控除」…ひとり親控除に該当しない人で、次の3つの全てに当てはまる人が該当します。  
・所得が500万円以下である  
・夫と死別した後再婚していない、または、夫と離婚し再婚しておらず扶養親族を有する  
・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
- 18 「ひとり親控除」…令和7年12月31日現在婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の3つの全てに当てはまる人が該当します。  
・所得が500万円以下である  
・生計を一にする子がいる  
・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
- 19 「勤労学生控除」…令和7年12月31日現在大学などの学生で所得が85万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下である人が該当します。

20 「障害者控除」…令和7年12月31日現在あなた、あるいは、あなたの同一生計配偶者や扶養親族(扶養控除の対象となった人に限ります)が障害者である場合は、その人の氏名、個人番号(マイナンバー)等を書いてください。障害者の程度が1級または2級の場合は特別障害者ですから、氏名を〇印でかこんでください。

21 「配偶者控除・同一生計配偶者」…生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族等または事業専従者を除く。)の合計所得がないか、あっても58万円以下の場合には、配偶者の氏名、個人番号(マイナンバー)等を書いてください。昭和31年1月1日以前に生まれた人…老人控除配偶者にあたります。あなたの前年の合計所得金額から裏面の区分に応じた金額を控除します。※あなたの前年の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除に該当しません。同一生計配偶者の区分の□に印を付けてください。

22 「配偶者特別控除」…生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族等または事業専従者を除く。)を有する人で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、配偶者の氏名、個人番号(マイナンバー)等を書いてください。あなたの前年の合計所得金額から裏面の区分に応じた金額を控除します。

23 「扶養控除」…令和7年12月31日現在(年途中で死亡した人の場合は死亡当時)控除対象扶養親族(平成22年1月1日までに生まれた人)で、所得がないか、あっても58万円以下の場合には氏名を書いてください。このうち昭和31年1月1日以前に生まれた人は老人扶養親族、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人は特定扶養親族にあたります。配偶者や事業専従者は該当しません。なお、平成22年1月2日以降に生まれた人がいる場合は「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に書いてください。ただし、非居住者である扶養親族については、次の㉞～㉟のいずれかに該当する人に限り、控除対象扶養親族に該当します。

- ㉞ 平成8年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた人
- ㉟ 昭和31年1月1日までに生まれた人
- ㊱ 昭和31年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた人で、次のイ～ハのいずれかに該当する人  
イ 留学により国内に住所および居所を有しなくなった人  
ロ 障害者である人  
ハ 納税者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

24 「特定親族特別控除」…生計を一にする親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人で、他の納税義務者の扶養親族等または事業専従者を除く。)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の場合には氏名、控除額等を書いてください。

25 「基礎控除」…あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます。

26 「⑬から⑳までの計」…⑬から⑳の合計額を書いてください。

27 「雑損控除」…火災や盗難などで住宅や家財などの資産に損害を受けたり、雪おろし費用等災害関連の支出をした場合に控除されます。(証明書が必要)

28 「医療費控除」…あなたやあなたと生計を一にする人のために支払った医療費がある場合に控除されます。控除額は200万円が限度です。医療費控除の特例の適用を受ける場合は、控除額は88,000円が限度です。(領収書などが必要)

29 「合計」…㉞から㉟の合計額を書いてください。  
※所得から差し引かれる金額については、裏面もご覧ください。

# 令和8年度市町村民税・県民税の申告について

令和8年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市町村民税・県民税を計算する資料になりますので申告書を記入するときはこの「申告書の書き方」をよくお読みになって記入してください。

## ●申告しなければならない方。

令和8年1月1日現在に当該市町村に住所のある人で

- 令和7年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得があった場合です。
- 給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、つぎのような場合は申告してください。
  - (イ) 給与所得のほかに「**地代、家賃、配当、農業**」等給与以外の所得がある場合。
  - (ロ) 給与所得のみの人でも事業主が「**給与支払報告書**」を提出しない場合。
  - (ハ) 雑損控除および医療費控除をうけようとする場合。

## ●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、市町村民税・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

### ※給与所得者で確定申告をしなければならない人

給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和7年分の各種の所得金額の合計額から配偶者、扶養、基礎控除およびその他の所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。

- (イ) 令和7年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
- (ロ) 給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
- (ハ) 同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受ける給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。

## ●市町村民税・県民税(住民税)の申告をした方は事業税の申告をする必要はありません。

## ●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行った寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。

なお、所得税の確定申告を行った場合は、あらかじめ市町村民税・県民税の申告をする必要はありません。また、市町村民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して市町村へ申告してください。

## ●申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料、地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。

## ●雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

## ●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真付身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。

やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してきてください。

# 申告書の提出期限は

## 3月16日です

## ◎給与の所得額算出表

給与等の収入金額(税込) A	給与所得の金額	
～ 650,999円	0円	
651,000～1,899,999円	A - 650,000円	
1,900,000～3,599,999円	A ÷ 4	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000～6,599,999円	(千円未満の端数切捨て) B	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 以上	A - 1,950,000円	

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## ◎所得金額調整控除

次の(1)(2)のいずれか、または両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額の合計(C+D)を**給与の所得額算出表**で算出した金額から控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超えており、以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告者自身が特別障害者に該当する</li> <li>・同一生計配偶者または扶養親族のいずれかが特別障害者</li> <li>・23歳未満の扶養親族がいる</li> </ul> (給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1... C
(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人 給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等の雑所得の金額※ - 10万円... D ※10万円超の場合は10万円

※1)で計算したCの金額がある場合で、次のいずれかに該当する人がいるときは、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に、それらの人の氏名等を記入してください。  
 ・控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親族がいる  
 ・他の人の扶養親族とされている配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者に該当する人がいる

## ◎所得から差し引かれる金額

控除の種類	控 除 額			
17 寡 婦	260,000円			
18 ひとり親	300,000円			
19 勤労学生	260,000円			
20 障 害 者	特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円			
	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
21 配 偶 者	一 般	330,000円	220,000円	110,000円
	老 人	380,000円	260,000円	130,000円
22 配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得	控除額		
	580,001～950,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	950,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
23 扶 養		扶 養 控 除 額		
	一 般 の 扶 養 親 族	330,000円		
	特 定 扶 養 親 族	450,000円		
老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000円		
	同居老親等	450,000円		
24 特定親族特別	特定親族の合計所得	控 除 額		
	580,001～950,000円	450,000円		
	950,001～1,000,000円	410,000円		
	1,000,001～1,050,000円	310,000円		
	1,050,001～1,100,000円	210,000円		
	1,100,001～1,150,000円	110,000円		
	1,150,001～1,200,000円	60,000円		
1,200,001～1,230,000円	30,000円			
25 基 礎	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円	
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円	
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円	
27 雑 損	A 実質損失額—総所得金額等の合計額×10% B 実質損失額のうち災害関連支出の金額—5万円 上記A・Bのいずれか多い金額			
28 医 療 費	医療費の実質負担額—総所得金額等×5% (ただし、100,000円を超える場合には、100,000円)			
	医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費—12,000円 (ただし、88,000円を超える場合には、88,000円)			

## ◎公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(税込) A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	～1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	～3,299,999円	A - 1,000,000円	A - 900,000円	A - 800,000円
	3,300,000～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円